奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２３年２月１５日

奈良県公安委員会

委員長　菊　池　　攻

**奈良県公安委員会規則第１号**

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和４３年６月奈良県公安委員会規則第１０号）の一部を次のように改正する。

別表第１少年課少年サポートセンターの項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 捜査第一課検視官室 | 第１７条第８号に掲げる事務 |
| 組織犯罪対策第一課国際捜査室 | 第１９条第５号に掲げる事務 |

別表第２の２の⑴奈良警察署の表西の京交番の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 大安寺交番 | 奈良市八条４丁目 |

別表第２の２の⑷郡山警察署の表中「城北駐在所」を「城北交番」に改める。

**附　則**

この規則は、平成２３年２月２２日から施行する。ただし、別表第２の２の表の改正規定は、平成２３年２月２５日から施行する。